

夢サポートと通信

Vol. 75

2020年

“新春号”



LLC 夢サポート IT 三島労務管理事務所 〒541-0047 大阪市中央区淡路町2-1-1 堺筋千島ビル804号
TEL: 06-6209-4161 FAX: 06-6209-4162 E-mail: office@yume-it.biz HP: http://www.yume-it.biz

—News Topics—

- 今年は健康貯金に磨きを！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- おしえてQ&Aシリーズ (33)
「労災保険のあれこれ③」・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 和田満先生の‘年金講座’・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 「お年玉もキャッシュレスでお願いね！」という時代・・・・・・・・ P5
- 海外旅行で浴衣を着てみました。(寄稿: 某府立高校勤務 福井 悦子さん) P6



今年は健康貯金に磨きを！

特定社会保険労務士

キャリアコンサルタント 三島 佐智

毎日口にする食べ物は、私達の健康に大きく影響するものです。今年は、旬のものを意識して食卓に並べようと思っています。

最近、健康志向が過熱を帯びているせいか、医師のアドバイスとともに病気予防に効果的な食べ物を紹介するテレビ番組を良く目にするようになりました。

「なるほど、認知症予防には、カマンベールチーズとワインが効果的って…。心臓病を予防するには、鯖の水煮缶が血液をサラサラにするらしい。便秘には干し柿にオリーブオイルをかけて食べたら良のか！」等々…。言い出したらキリがないのですが、思わずその内容をメモ。そしてその後しばらく、「毎日カマンベールチーズを食べなきゃ！赤ワインを買いにいこう！干し柿も買っておかなきゃ！」といった極端な感覚に陥ってしまいます。

でも、よくよく考えてみると、日本には四季というものがあるので、その季節に出まわる旬の食材を上手に食べることで、自然と健康維持ができるようになっているのです。今の季節は小松菜が安く手に入り、体の免疫力を高めるにはもってこいのお野菜。食べ方をググルと、十分満足できる献立ができそうです。

昨年末、政府は全世代型社会保障検討会議で、社会保障制度改革に関する中間報告(案)をまとめました。医療費の負担増、雇用の延長、年金制度の繰り下げ等、ライフスタイルの多様化に向けた制度改革の必要性を公表しました。そこに、自身のライフスタイルを照らし、これから何が必要であるかを選択していかねばなりません。ますますお金もかかりそう…。そこで、私の選択は、普段の生活の中で自然と身につく健康づくり(これが一番の貯金)に磨きをかけようと思った次第です。

皆さんはいかがですか？

この一年、いよいよご多幸でありますよう、お祈り申し上げます。



「労災保険のあれこれ③」



当社は、業界の互助会的な団体に所属しており、毎年団体主催のイベントの一環として球技大会が開催されます。この球技大会に選手として参加するのは主に団体に所属する企業の社員であり、当社でも毎年十数名が選手として参加していますが、今年参加予定の社員の1人から「球技大会中に怪我をしたら労災保険は使えますか？」という質問を受けました。今までは、(打ち身や擦り傷程度はありましたが)大きな怪我をした社員がいなかったことから意識したことありませんでした、実際のところはどうなのでしょうか？

球技大会は業務ではないので、労災保険の対象になることは無いかと思いますが、念のため確認させてください。



基本的には労災にはなりません、
一定の要件を満たす場合は例外的に労災と認められることもあります。

一般に、労災として認定されるためには(通勤災害の場合は別として)「業務上の災害」と認められることが必要であり、これは球技大会(運動競技)への出場の場合であっても同様です。これについて、運動競技への参加の場合における具体的な判断基準としては、通達(平成12年5月18日基発366号)に次の通り示されています。



・平成12年5月18日 基発366号「運動競技に伴う災害の業務上外の認定について」 一部抜粋

1. 運動競技に伴う災害の業務上外の認定に当たっての判断要件

運動競技に伴う災害の業務上外の認定については、他の災害と同様に、運動競技が労働者の業務行為又はそれに伴う行為として行われ、かつ、労働者の被った災害が運動競技に起因するものである場合に業務上と認められるものであり、運動競技に伴い発生した災害であっても、それが恣意的な行為や業務を逸脱した行為等に起因する場合には業務上とは認められないものである。

ここでいう「業務行為又はそれに伴う行為」とは、運動競技会において競技を行う等それ自体が労働契約の内容をなす業務行為はもとより、業務行為に付随して行われる準備行為等及びその他の出張に通常伴う行為等労働契約の本旨に則ったと認められる行為を含むものであること。

また、ここでいう「業務行為」とは、以下の要件を満たすものであること。

(1) 運動競技会出場に伴う災害について

労働者の運動競技会出場については、以下に掲げる「対外的な運動競技会」又は「事業場内の運動競技会」の区分毎に、次に掲げる要件のいずれをも満たすこと。

イ 対外的な運動競技会

(イ) 運動競技会出場が、出張又は出勤として取り扱われるものであること

(ロ) 運動競技会出場に関して、必要な旅行費用等の負担が事業主により行われ(競技団体等が全部又は一部を負担する場合を含む。)、労働者が負担するものではないこと。

なお、労働者が個人として運動競技会に出場する場合において、上記（イ）及び（ロ）の要件を形式上満たすにすぎない場合には、事業主の便宜供与があったものと解されることから「業務行為」とは認められないものであること。

ロ 事業場内の運動競技会

（イ）運動競技会は、同一事業場又は同一企業に所属する労働者全員の出場を意図して行われるものであること

（ロ）運動競技会当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合には欠勤したものとして取り扱われること

また、実際に類似のケースで業務上の災害が認められた事例としては、通達（昭和33年3月18日 基収68号）で次のようなものが示されています。

事件概要
S市商工会議所主催の野球大会（毎年春秋2回定期的に開催され、市内一流企業のほとんど全部が参加していた同市の年中行事の一つ）に出場したT製作所チーム所属のAが、試合中にベースの留金に頭部を強打し死亡した事件。
労災（業務上の災害）と認定されたポイント
<ul style="list-style-type: none">・ 出場選手の選定は、一定の選考基準のもとに野球監督と野球部長である工場次長が協議して選出し、工場長、労務課長の承認を得る形で行われていた。・ T製作所チームは大会初日（土曜日）と二日目（日曜日）に出場しており、T製作所においては大会初日は出勤日であり試合は通常の勤務時間中に行われたが、参加選手について欠勤控除等は行われず通常通りの賃金が支払われた。・ T製作所において大会二日目（災害発生日）は公休日であり、賃金は支払われていないが、日当に相当する額の食事、菓子等が支給され、また、使用者は口頭で参加選手に対して代休を付与する旨を伝えていた。

上記の事例は、参加者の選出について会社の関与があり、参加者について「通常通りの賃金を支給する」「日当に相当する物を支給する」「代休を付与する旨を伝えていた」といった取り扱いがされていたことから業務上の災害として認定されました。

以上の判断基準を今回の球技大会への参加のケースに当てはめると、参加者について「出勤日に開催される場合は欠勤控除等が行われない」「日当等の手当が支給される」「公休日に開催される場合は代休が付与される」等通常の勤務または出張に相当する取扱いがされており、会場までの交通費や昼食代等の費用を会社や主催団体が負担している場合、球技大会への参加が「業務行為」と認められ可能性があります。そして、発生した災害（負傷）が運動競技（または、その準備行為等）に起因するものであって、逸脱行為（「飲酒による酩酊状態での競技参加」等がこれに該当するかと思います。）等も無かった場合に、業務上の災害（つまりは労災）として認められる可能性があります。



一方で、「自由参加であって賃金支給や代休付与は行われない」「会場への交通費等の費用は参加者の自己負担」といった場合は、基本的に業務行為と認められる可能性は低い（つまり、災害が発生しても業務上の災害とは認められず、労災保険の補償は受けられない）と考えて良いでしょう。

※ただし、最終的には、実態を考慮した上での個別具体的な判断になりますので、その点ご注意ください。

和田満先生の '年金講座'

和田先生は、全国の鉄道（JR・私鉄・地下鉄・路面電車・モノレール）全路線乗車を達成した乗り鉄社労士でもあります。複雑な年金の話をやさしく分かり易く解説して下さる人気講師としてご活躍の先生より、読者の皆さん向け講座をシリーズでお届けします。

質問の内容

昭和36年4月8日生まれ（現在58歳）の男性から、年金のご相談がありました。この方は、高校卒業後から働いて5~6回転職を繰り返しましたが、約40年間厚生年金に加入しておられます。

これまで払った厚生年金の保険料はいくらぐらいで、大体、何年ぐらいもらえば元が取れるのか？年金をもらう時の注意点について、アドバイスを求められました。

アドバイス

これまで払った保険料の総額は、勤務した会社の規模や職務経験などによって、かなり個人差があります。年金加入中の方には、毎年、誕生日（1日生まれの方は前月）に「ねんきん定期便」が送付されます。相談者の方にねんきん定期便（はがき形式）を持参してもらい、その内容を確認すると、これまで払った厚生年金の保険料は約1,200万円で、65歳まで働いた場合、約1400万円位になることがわかりました。

また、65歳からもらえる年金見込額（年額）は、老齢基礎年金が約78万円、老齢厚生年金が約120万円と記載されていました。さらに、相談者には、3歳年下の妻（昭和39年4月14日生まれ）がいますので、加給年金（厚生年金に20年以上加入した方に65歳未満の配偶者がいると加算される家族手当、令和元年度は年額390,100円）も、妻が65歳になるまでの3年間加算されます。

《相談者の年金受給イメージ（年額）》

R8. 4 R11. 4
65歳 68歳（妻が65歳到達）

加給年金 39万円
老齢厚生年金 120万円
老齢基礎年金 78万円

以上のことから、相談者の場合、65歳から約7年間年金を受給すると、支払った厚生年金保険料の元が取れることとなりますね。

【注意点】

来年、59歳の時に送付される「ねんきん定期便」は、はがき形式ではなく、封書形式で届きます。その中には、これまでの全期間の年金記録情報（勤務した会社名、当時の給料・賞与、加入月数の合計、払った保険料の総額、厚生年金基金加入の有無など）、年金見込額などが記載されています。

若い頃、転職が多かった方は、年金の加入期間に漏れが無いか、厚生年金基金に加入したことが無かったか等、しっかりと確認していただきたいと思います。





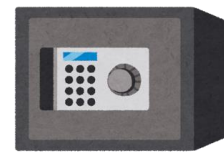
「お年玉もキャッシュレスでお願いね！」という時代

皆さま、新しい年になりました。今年もよろしくお願いいたします！



私は楽しみにしていることがあります。
それは、ここ数年で加速して変化しつづける AI 化、自動化など。今日はそのひとつである『キャッシュレス化』について考えます。
かなりのスピード感をもって浸透しているイメージです。

お年玉をキャッシュレスでもらったという子供達もいることでしょう。
今年も目まぐるしく進化して行くと思います。



このキャッシュレス化、企業内でも進められています。

実例では

- ・社員食堂、自動販売機を社員証（ICカード付き）対応にする
- ・営業マン一人ひとりに、交通系 IC カードの配布
- ・役員以上にはコーポレートカードの配布

銀行に行く回数や、金庫の残高チェック回数が減るし、現金保有額も減らせればセキュリティ面でも安心♡

社内キャッシュレスの主なメリット

- ・現金管理の労力が不要になる
- ・精算ミスの防止にもつながる
- ・履歴を確認できる
- ・ポイントや付帯サービスがある

営業マンの移動履歴から効率の良い営業ルートやアクション方法の発見につながるかも。



現金が消えた国ともいわれるスウェーデンでは手の皮膚に IC チップを埋め込み、お店の端末に手をかざすだけで支払いが終わるという決済方法もあるとか。
我々のキャッシュレス化はどのように進化して行くのか楽しみです。

（文章:湯口）

履歴データを整理、分析してコストの削減や業務効率を上げてゆくこともできます！



海外旅行で浴衣を着てみました！

読者のコーナー



某府立高校勤務 福井 悦子 さん

定年を迎えて再雇用週三日勤務になり、時間的な余裕が生まれたので、「箆笥の肥やし」だった着物を着てみたいと着付けを習い始めました。今年で三年になりますが、リサイクル店で安くて良い品に巡り会った時の喜びや、帯合わせや小物合わせで一枚の着物の雰囲気ガラリと変わってしまう面白さを知って、着物や着付けの魅力にどんどんはまっています。

また、着付けを習い始めたおかげで、旅行の楽しみが増えました。一昨年以来、夫と行く夏の海外旅行には、夫婦二人の浴衣を持参するようになりました。



《ワルシャワ旧市街広場》



《ミュンヘン市庁舎》

一昨年はドイツのミュンヘン、昨年はフィンランドのヘルシンキ今年はポーランドのワルシャワで浴衣を着ました。東欧北欧の夏の夕方は気温が24度ぐらいで浴衣にぴったりの気温になります。また白夜で日没が午後九時半頃と遅く、夕飯の後薄暮のそぞろ歩きで浴衣を存分に楽しむことができました。

ミュンヘン市庁舎の前で撮影した写真は、ヨーロッパらしい重厚なネオゴシック様式の石造建築物と日本的な浴衣のコントラストで、味のある記念写真になりました。今年母が四〇年前につくってくれた浴衣を持参したのですが、古典的な有松絞りの浴衣は逆に日本らしさが漂うのか、ワルシャワの町では好評で、街ゆく人の視線を集め、街角やレストランで会話のきっかけにもなりました。洋服を着てヨーロッパの街を歩いても現地の方から声をかけられることはありませんが、着物を着ているというだけで現地の方が好意的に親しく接してくれることを知り、改めて伝統的な衣装が人を魅了する力の大きさを実感しました。

夫も海外で浴衣を着る経験を楽しんでくれており、健康に気をつけて、これからも夫婦二人で浴衣を着る旅を楽しみたいと思っています。

【読者のページ】は、皆様の趣味や会社のPRにお使いいただき、読者間の情報交換・交流の場になることを願って設けたものです。

是非、皆様からのメールやFAX、お手紙をお寄せ下さい！！